

令和5年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年11月27日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 5 年 11 月 27 日 (月)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認定第 1 号 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 2 号 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 16 号 岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例について
- 第 6 議案第 17 号 令和 5 年度岩手県高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議案第 18 号 令和 5 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
-

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員 (32名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 城 内 仲 悦 君 | 2 番 出 堀 満 則 君 |
| 3 番 照 井 省 三 君 | 4 番 安 徳 壽美子 君 |
| 5 番 小 島 直 也 君 | 6 番 東 堅 市 君 |
| 7 番 鈴 木 努 君 | 8 番 渡 辺 義 光 君 |
| 9 番 齊 藤 正 明 君 | 10 番 中 村 正 志 君 |
| 11 番 荒 川 栄 悦 君 | 12 番 永 澤 由 利 君 |
| 13 番 佐々木 一 義 君 | 14 番 磯 崎 翔 太 君 |
| 15 番 佐 藤 澄 子 君 | 16 番 西 田 征 洋 君 |
| 17 番 山 田 陽 子 君 | 18 番 久 保 えみ子 君 |

19番 今野裕文君
22番 佐々木慶一君
24番 田中二郎君
26番 土川昭悦君
28番 大友仁子君
30番 林崎竟次郎君
32番 村松信一君

20番 真嶋実君
23番 姉帯春治君
25番 下館岩吉君
27番 高橋寛寿君
29番 関清貴君
31番 根水康博君
33番 中村勝明君

欠席議員（1名）

21番 神田謙一君

説明のため出席した者

広域連合長	山本正徳君	副広域連合長	鈴木重男君
代表監査委員	高橋宏弥君	事務局長	吉田一彦君
次長兼 総務課長	鎌田伸二君	業務課長	畠山敬志君
会計管理者兼 会計室長	羽生広則君		

職務のため出席した者

議会書記長	鎌田伸二君	議会書記	小林香織君
議会書記	佐藤秀晃君		

開会 午後 3時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（東 堅市君） それでは、これより令和5年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会します。

本日の出席議員は32名であります。

欠席の通告は、神田謙一議員、以上1名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより、本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（東 堅市君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において20番真嶋実議員、22番佐々木慶一議員の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（東 堅市君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（東 堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎認定第1号及び認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第3、認定第1号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第4、認定第2号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書の1ページをお開き願います。

認定第1号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」について、その概要をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会の認定をいただきたく提出するものであります。この議案書のほか、別冊の令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧願います。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1億9,301万5,000円に対しまして、収入済額は1億9,311万5,280円で、予算額に対する収入済額の比率は100.05%でございます。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1億9,301万5,000円に対しまして、支出済額は1億8,405万5,660円で、執行率は95.36%、不用額は895万9,340円でございます。

4ページの表の下をご覧願います。

歳入歳出差引残額は905万9,620円となり、これを令和5年度へ繰り越すこととなります。

次に、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本議案につきましても、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただきたく提出するものであります。

初めに、決算書の15ページ、16ページをお開き願います。

歳入につきましては、歳入合計の予算現額1,609億7,853万3,000円に対しまして、収入済額は1,617億3,364万5,637円で、予算額に対する収入済額の比率は100.47%でございます。

なお、収入未済額が1,682万6,842円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金

のほか、医療給付に係る返納金などがございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計の予算現額1,609億7,853万3,000円に対しまして、支出済額は1,595億5,715万4,992円で、執行率は99.12%、不用額は14億2,137万8,008円でございます。

18ページの表の下をご覧ください。

歳入歳出差引残額は21億7,649万645円となり、これを令和5年度へ繰り越すこととなります。

私の説明は以上となりますが、引き続き、決算の主な内容につきまして、会計管理者からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） 羽生会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（羽生広則君） では、決算の詳細についてご説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございますが、お手元の決算書、5ページから14ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容をご説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などに係る市町村の負担金でございます。

このページの下段、第4款財産収入から7ページの第8款第1項諸収入の預金利子までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続く第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、職員用住宅の借上げに係る職員の自己負担分などとなっております。

9ページにお進み願います。

歳出でございます。

第1款議会費の内容につきましては、10ページの備考欄に記載のとおりでございます。

第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、10ページ及び12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務経費のほか、派遣職員に係る人件費について派遣元の市町への負担金や財政調整基金の積立金などがございます。

一般会計については、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計と同じく、事項別明細書に沿って、主な内容をご説明いたします。

19ページ、20ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

第1款市町村支出金の第1項第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費などに係る市町村の負担金でございます。

21ページにお進み願います。

第2目保険料等負担金の第2節保健基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金でございます。

23ページにお進み願います。

第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者が医療を受けた際の療養給付の費用に対して、その12分の1の額に相当する市町村の負担金でございます。

ページお進み願いまして、25ページをお願いいたします。

第2款国庫支出金第1項国庫負担金は、療養給付に係る国の負担金でございます。

第2項国庫補助金第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情を勘案して交付されます特別調整交付金でございます。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や、保険料等の減免措置などに係る補助金でございます。

次に、27ページにお進み願います。

第3款県支出金第1項県負担金は、療養給付費に係る県の負担金でございます。

第2項財政安定化基金支出金は、保険料率の改定に当たり、保険料の急激な増額を避けるため交付されました県に設置された後期高齢者医療財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入いたします被用者保険等からの支援金として、療養給付費の約4割に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から概算交付されたものでございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金のところでご説明いたしました国保中央会が実施する共同事業による交付金でございます。

ページお進み願います。29ページをお願いいたします。

第8款繰入金は、保険料の改定に当たり、保険料不足を補填するために必要となります額を基金から繰り入れたものでございます。

第11款諸収入の第3項第1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金でございます。

33ページにお進み願います。

歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の内容は、34ページから36ページの備考欄に記載しておりますが、主なものは被保険者への各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借上料などでございます。

次に、35ページ中段からの第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けた際の療養の給付費や、自己負担が高額となった場合に支給される高額療養費の費用などでございます。そのうち、37ページの第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、診療報酬等の審査支払業務を岩手県国保連に委託している経費でございます。

第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に1人当たり3万円を支給したものでございます。

また、第2目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に支給したものでございます。

次に、第3款財政安定化基金拠出金は、県が設置しております後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、保険料を財源として、国もしくは県と同額を拠出しております。

39ページにお進み願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担を緩和するため設けられました当該事業への拠出金でございます。先ほど歳入でご説明いたしましたが、この拠出金に充てるため国から補助金が交付されてございます。

第5款保健事業費の第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科検診事業を実施した市町村に対する補助金など、また、第2目健康保持増進事業費は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係ります市町村への委託経費のほか、人間ドックなどを実施した市町村に対する補助金を計上しているものでございます。

41ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村での保険料精算に伴い生じた保険料負担金の還付あるいは令和3年度の療養給付費の確定に伴い生じました国や県、市町村から

の療養給付費負担金などの精算による返還金でございます。

特別会計決算についての説明は以上でございますが、一般会計と特別会計の決算書のほか、地方自治法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書や財産に関する調書、主要な施策や成果に関する報告書を提出しております。併せてご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（東 堅市君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

高橋代表監査委員。

○代表監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和4年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て、審査意見書を提出いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。

審査の結果、各会計の決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより、適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。今後も、安定した医療保険制度の運営のため、収支の見通しを的確に把握するとともに、保険料収納率の向上など歳入の確保に努めるほか、適正受診や保険事業の推進により医療費の適正化を図るなど、市町村や関係機関との連携を図りながら、健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算審査意見書の概要についてご報告申し上げますが、詳細につきましては、事前に配付しております審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（東 堅市君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号及び認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 補正予算書6ページですが、906万円の財政調整基金積立金ですけれども、積立て後の金額について詳細をお知らせください。

それから、特別会計のほうですけれども、マイナンバーカードの委託が37万5,000円計上

されていますけれども……

[「補正の話です」の声あり]

○1番（城内仲悦君） 補正はまだですか。いいです。取りあえずは1つだけです。

[「補正の話です」の声あり]

○議長（東 堅市君） 質疑なしということでよろしいですか。

○1番（城内仲悦君） はい。

○議長（東 堅市君） そのほか、皆さんから質疑ございませんか。

4番、安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 一般会計、特別会計、一緒にいいんですか。

○議長（東 堅市君） はい。

○4番（安徳壽美子君） では、特別会計のほうで何点かお伺いしたいと思います。

まず、特別会計のほうで、総務費のほうで出されているマイナンバーカード保険証利用申込情報業務委託料ということで、227万5,020円というのが成果に関する報告書の中に載っていますが、決算書を見ると、今回どのようになるんですか。ちょっと分からなかったのですが、ここを教えてもらいたいということと併せて、これは、財源は国の財源になっているのか、保険料から出した財源になっているのか、もう一つの説明資料だと、新聞かなんかに載せたということだったんですけれども、それはいつの新聞、どういう新聞に載せたのかということも併せてお伺いします。それをやったことによる効果というのをどういうふうにされているのか、評価されているのかという点をお伺いします。

それと、令和4年度は、保険料の均等割を引き上げました。それで、この均等割を引き上げたことによる保険料の増収額が幾らになっているのかということをお答えください。

それと、実際、22年10月から医療費が2割負担になったわけです。一定程度の収入があると。その2割負担になった人の人数、それから負担額が分かれば負担額ということの説明していただきたいと思います。併せて、前回のことになるんですけれども、国の国庫負担金、それから県の負担金、市町村の負担金ということがパーセンテージということで示されていますけれども、市町村の負担金については、保険料プラス各市町村の負担金が上がっているようなので、保険料の負担金が大体何%ぐらいになっているのか、お伺いします。後期高齢者の、75歳以上の方の保険料の負担金はパーセンテージで何割なのか。あと、支援金の部分が何%になっているのかということをお伺いします。

○議長（東 堅市君） 3点になりましたか。

○4番（安徳壽美子君） 4点になります。

○議長（東 堅市君） 4点だそうです。

畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） まず、1点目のご質問のところの再確認をさせてください。

成果に関する資料の何ページのどの数字のところでしょうか。

○4番（安徳壽美子君） 成果に関する資料の前のほう、15ページです。15ページの（6）。

○業務課長（畠山敬志君） 契約金額が227万5,020円の広報業務につきましては、令和5年3月4日付の土曜日になりますが、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みの促進を図るため、岩手日報、岩手日日、胆江日日、そして東海新報への広告掲載を、新聞で言う7段、カラー刷りで新聞広告掲載を実施したものでございます。被保険者や一般の方に理解を深めていただくための新聞掲載広告をしたわけですけれども、その効果につきましてのお話もありましたが、特に被保険者等からのこの新聞掲載広告に関するお問合せ等は、広域連合のほうでは特別受けてはございませんので、目につく場合にはご理解いただけているとは思いますが、目につかない可能性も若干憂慮している部分はございます。

財源につきましては、国の補助金で全額賄われてございます。

○4番（安徳壽美子君） これ、決算のどこにあったんですか。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 決算書34ページの12委託料の2段目に、制度周知広報業務委託料という金額の中に含まれておりまして、財源としては、歳入の26ページ、下から2段目、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で賄われているということでございます。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 2点目の保険料の引上げに伴う増額分ということでございますが、保険料につきましては、料率ですので、それぞれ所得の状況ですとか被保険者の状況によって変わってきますので、厳密に保険料を引き上げて幾ら増えたかというのを出すのはちょっと難しいところもございますが、市町村からの保険料負担金ということで見ますと、令和4年度の決算額が、決算書の20ページの一番下にございますが、保険料負担金として107億7,800万円と、これが令和4年度の保険料として市町村から広域連合のほうに入ってきた負担金でございます。

一方、令和3年度の決算を見ますと、102億6,000万円でございますので、この負担金だ

けを見ますと、5億円3年度よりも4年度のほうが多くなっています。これが全て保険料率の引上げによる影響かどうかは判断はつかないんですけども、5億円程度は保険料が増えているという状況でございます。

○議長（東 堅市君） それでは、続けて、次の答弁、お願いしたいと思います。

畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 3点目、2割負担の導入に関しまして、人数の件でございますが、制度改正当時の数字で3万人程の数字になってございまして、今現在の数字ですと、3万377人が2割負担の被保険者数となっております。割合としましては、13.8%、被保険者に対する割合でございます。

○議長（東 堅市君） 4点目なんですけれども、国、それから県、市の負担について。

鎌田次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 主要な施策の成果に関する報告書の5ページ、6ページをご覧くださいと思いますが、ここに構成比が載っております。歳入の構成比でございます。まず、歳入トータルが1,592億に対しまして国庫支出金が大体34%、県支出金が8.6%。あと、支払基金交付金というのが現役世代からの交付金でございますので、これが39.2%。公費については、1から3、市町村、国庫、県合わせた形が公費ですが、市町村支出金については、先ほど言った保険料部分もこれに入っているんで、それを差し引くと、恐らく5割ぐらいの負担割合かなというふうに考えてございます。本県の歳入の構成としては、このような内訳になっているというところでございます。

○議長（東 堅市君） 安徳議員、よろしいでしょうか。

○4番（安徳壽美子君） はい。

では、再質問します。

マイナンバーカードは分かりました。それで、広告を出すということは、連合で自主的に決めたのですか。それとも、こういう広告を出せというふうな指示みたいなものがあつたかという点を教えてもらいたいと思います。

それから、保険料のデータですけども、令和4年度は均等割を上げたので、所得も増える方もいらっしゃると思いますので、全部が均等割の増額分ではないとは思いますが、ほぼこれに近い金額が均等割の増によって、私の立場からすれば負担増になったというふうに理解してよろしいかどうかというふうに、1点だけちょっと確認と、それからマイナンバーの件、お願いいたします。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） マイナンバーの制度の周知ということで、国のほうでこのような補助メニューをつくりましたので、広域連合としてもぜひ取り組んでいただきたいというお願いに基づいて、私どもで、通常、被保険者への周知という形で考えているのが、ダイレクトに郵送するパターンと新聞広告や市町村の広報等を通じたアナウンス等の手法があるわけですが、10分の10の補助率ということもございましたし、限られた期間の中で市町村の負担をかけずに周知できるのはやはり新聞広告ということから選択をさせていただいたというところでございます。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 保険料の部分でございますが、先ほど、トータルの金額をご説明させていただきましたが、収入の状況も変わっているということと、あと、被保険者数も増えてございますので、増えた分の方の保険料も増えているということでございます。先ほどの5億分が全ていわゆる均等割の増分ということではないと考えておりますが、その分析までは実施していないということでございます。

○議長（東 堅市君） それでは、そのほか、質疑、お持ちの方。

それでは、中村勝明議員。

○33番（中村勝明君） 33番ですが、城内議員と安徳議員に関連をして質問させていただきたいと思います。

後期高齢者、私も満75歳になって、年を感じるなというふうに思っているんですが、冒頭の山本連合長の挨拶にもありました。国からも国庫負担が、発足当初は5割5割でスタートしたんですが、私の参考書によりますと、公費負担、国庫負担、補助金含めて、そこが47になっているんです。そして、保険料等々で、そっちのほうの負担が増えている。ここに一番の問題があると思うんです。研修会では、それを城内議員は指摘していたんですが、それに対する事務局長の答弁は、「ありがとうございます。」という答弁でした。これは、強く言いたいんですが、広域連合の当局と議会が一体となって、国庫負担、国からの交付負担が減っているわけですから、このことを、本質を常に被保険者の立場に立って、文書起案をして、当局と議会が一体になってそうすべきだと思いますが、連合長はどうお考えでしょうか。

○議長（東 堅市君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 今のご指摘でございますけれども、確かに当初、国などの公費が5割ということで、あとは若者世代が4割、保険料が1割ということで平成20年にスタート

したところでございます。ただ、高齢者の増加、後期高齢者の増加、あるいは子ども・子育ての支援事業ということで、国のほうでもいろいろ、財源の在り方を変更しながら継続している状態となっております。そういった中で、来年度の保険料の見直しに当たっても、後期高齢者の保険料負担の増が見込まれております。

そういった背景には、国の補助金と申しますか、そういうようなことも影響していると思っておりますけれども、いずれ、先ほども申し上げましたけれども、そのような国の制度のことにつきましては、私どものほうでも全国の組織がございますので、そういったところの中で、いろいろ各県の要望等もございまして、そういったものを直接厚労省にお伝えする機会もございまして、そういった中で要望をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 賛成のような、反対のような、大方賛成というふうに見ておりますから、やっぱり山本連合長には答弁できませんか。

○議長（東 堅市君） 山本連合長。

○広域連合長（山本正徳君） 当初、そのように国が定めたものでありますが、今も様々な制度の中で変化が出てきていますので、その辺加味しながら、全国の組織ともしっかり連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

私個人とすれば、もう少し国のほうで負担していただけないかなという気持ちはありますけれども、では、実際それができるのかどうかというのは、様々な問題があります。子育ての問題とか、それから教育の問題とか、いろんな問題がある中で、国もいろいろ考えてその制度を構築しているのだというふうに思っていますので、それらも含めながら、国にできる限りの支援ができるような形を探っていきたいというふうに思っております。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑の方、ありませんか。

中村議員。

○33番（中村勝明君） 質問したいんですけども、もう少し細かいところから、今の問題に関連をして、細かい点を話したいと思っております。

広域連合の議員になったばかりですので、的外れな質問についてはご容赦をいただきたいと思っております。

監査報告に、保険料等が納められない、納めなくても良いという監査資料だった感じがするようには見たのですが、何と申しますか、例えば事業者では倒産をしたら、そのときには何としても納めなくても良いというふうなお話だったのですけれども、税金を納めなくても良

いという不納欠損、定期監査資料に465万円が記載されていますけれども、その要因という
か、不納欠損の理由をお聞かせいただきたいと思います。

監査報告書の8ページ。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答えいたします。

不納欠損額として、現年度分4万8,200円、滞納繰越分465万1,200円とある金額について、
不納欠損の理由ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○業務課長（畠山敬志君） この保険料につきましてですが、この保険料の徴収事務は構成市
町村であります33の市町村に委ねてございます。不納欠損の判断につきましても、滞納処分
等をしても歳入にならない、いわゆる資力がないとか、先ほどおっしゃられた、事業者であ
れば倒産ですとか、自己破産ですとか、いわゆる回収の見込みがないということで保険料を
徴収しないということで決算処理をしているものの数字がここに表示されてございます。こ
れにつきましては、広域連合としては、市町村が保険料として収入したものを負担金として
広域連合の特別会計に歳入、納めていただくという形を取っておりますので、広域連合に来
る前の段階での不納欠損処理であるということをご理解願います。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 分かりました。

それで、今度は監査資料の15ページなんですけど、1点伺います。会計年度任用職員、私が
後期高齢者の議員になる前は宮古広域の議員をしていました。宮古広域では、会計年度任用
職員はゼロでした。ここにはあるんですね。私はないだろうという期待で議員になったわけ
ですが、全県から職員が派遣され、派遣職員の人件費をもってやっているわけですから、会
計年度任用職員ではなくて正職員で、会計年度任用職員を正職員にという意見もあるような
んです。私はそうではなく思っておりますが、ずっと前から会計年度任用職員待遇になっ
たわけですか。単純な質問なんですけど、まず、それをお答えいただきたい。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の制度が始まりましたのが令和2年度からで
ございます。それ以前は、非常勤職員あるいは臨時職員という形で任用していましたが、令
和2年度に会計年度任用職員の任用制度が始まって以降は、会計年度任用職員ということで
任用をしているということでございます。

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 最後の質問になりますが、まだ議員になってばかりですので、3月の予算議会に譲りたいと思いますが、この組織図、組織図の職員配置の状況、令和4年4月1日時点になっているわけですが、業務課に会計年度任用職員が7という数字がついております。これが、新年度1名プラスとか、次の年度には2名プラスとか、そういう計画はあるんですか、ないんですか。

○議長（東 堅市君） 答弁をお願いします。

畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 現在、7名の会計年度任用職員を任用してございますが、今年度と来年度で人数あるいは職種も含めまして、変更の予定は今のところございません。今年度と同様の任用予定と考えてございます。

○議長（東 堅市君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「あります」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 中村議員。

○33番（中村勝明君） 非常によかったです。全体とすれば、良好という答弁というふうに受けたんですが、ただ、改善点がいっぱいあるなということを感じました。したがって、議長にお願いがあります。これは、賛成、反対を一人一人の議員がしっかりと態度表明するには、「異議ありませんか」ではなくて起立採決にさせていただきたいんですが、よろしく、議長、適正なご判断をお願いします。

○議長（東 堅市君） 少々お待ちください。

それでは、実は、この後採決に入るんですが、採決の形も皆さんに提案して、これでよろしいかどうかを伺ってから採決に入るわけですがけれども、そのところで判断したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（東 堅市君） それでは、これで、質疑なし、意見なしとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（東 堅市君） 安徳議員。

○4番（安徳壽美子君） 私は、今回出されました後期高齢者医療連合の一般会計は賛成ですが、特別会計には反対ということで意見を述べたいと思います。

先ほどの質問で言いましたけれども、令和4年度は、保険料の均等割はこれまでよりも2,900円引上げになりました。それで、この均等割というのは、所得に関係なく値上がりをしたと、引上げになったということで、今、後期高齢の被保険者を見ますと、約71%の方々が法定減免、7割、5割、2割の法定減免を受けている方々です。そういう方々にとって、この2,900円といっても大変な負担があると。そして、一方では、年金は増えていないわけですし、物価高騰もあると。併せて医療費の2割負担が覆いかぶさってきたということで、今回のこの決算の認定には、特別会計の決算の認定には反対です。

○議長（東 堅市君） 了解しました。

採決の仕方について、先ほど、諮るような形で進めたいと思いますのでご了承お願いしたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○議長（東 堅市君） それでは、採決に入らせていただくわけですが、皆さんにお諮りいたします。

それでは、第1号、第2号、一括採決を考えていましたけれども、第1号、第2号、1議案ごとに採決するという形で進めさせていただきたいと思います。

では、起立採決という形でいきたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いたします。皆さん、起立採決、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○議長（東 堅市君） それでは、起立採決という形で採決をしたいと思います。

それでは、認定第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、認定第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第5、議案第16号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書3ページをお開き願います。

議案第16号「岩手県後期高齢者医療広域連合債権管理条例について」であります。当広域連合が有する債権の管理について、一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定するものであります。

条例の主な内容といたしましては、当広域連合が有する債権には交通事故などの第三者行為に対する損害賠償権、医療機関等に対する診療報酬返還金、被保険者に対する保険給付分の返還金がありますが、これらの債権を適正に管理するため、督促、強制執行、履行延期の特約、債権の放棄など債権管理に関する事務について必要な事項を定めるものであります。

また、債権を放棄したときは、規則に定める事項を議会に報告する規定を設けるものであります。

施行期日は、条例の公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第16号につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） これより議案審議を行います。

議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 先ほど、勘違いをして質問してしまったんですけれども、今回条例を制定するという提案なんですけれども、これまでどういう基準でやってきて、これらも実際に実害とか様々な問題が発生したということの認識があって今回提案したのだと思うのです。

が、これまではどうやって対応してきたのか、こういった規定がない中で、何が基準になったのか、何を基準にしていたのか、お聞かせください。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） お答えをいたします。

この債権管理条例の条文に今回規定をしている内容のほとんどは、地方自治法あるいは地方自治法施行令に法律として債権に関する部分として規定がございます。原則、それに基づきまして、広域連合では、債権の管理については財務規則でも定めてございますし、平成27年には広域連合の債権の徴収及び管理に関する基本方針を定めておりまして、このような、今回上程している債権管理、徴収に関する部分の運用取扱いについては、ほぼ条例の内容に沿った形で運用をしてございました。

今回、この条例を制定する意図といたしましては、昨年の制度改正により2割負担の導入があり、その影響で、被保険者の自己負担の医療機関で受診する場合の負担割合を取り違えて、あるいは間違っ一部負担金を請求されるケースがございます。そのような件数が今まで1割、3割と2つの自己負担割合に2割が増えまして、1割、2割、3割という区分が変更になることで、いわゆる不当利得となる債権が件数として増加している傾向になっているというのがまず制定の一つの理由でございますし、制度が平成20年に後期高齢者医療制度がスタートして以後、古い債権で平成21年度に発生した、負担割合相違による未回収の債権もずっと残っております。そういった案件、古い案件をなかなか処理できず来ておりましたが、今回、この条例を制定することによって、しっかりと我々広域連合事務局として債権を適正に管理していくという、ある種意気込み的な部分を条例化させていただきつつ、債権の回収が恐らく不可能だろうと思われる部分については早期の債権放棄をして、先ほどの質疑でもありましたが、不納欠損処理をして、債権管理の数を減らしていくことを債権管理条例の主な目的として今回上程をしているところでございます。

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） まさに、自らが負担を1割、2割と作ってですね、1割、3割だったものを2割という区分を増やすというという、制度改悪が、そんな事態が起きているわけですよ。負担、財産割、その制度についての周知がない中で事故が起きているわけです。事故が起きたからこういう形でやるんだろうし、やっぱり事故が起きないように仕組みが必要であると。負担をどんどん増やしておきながら、私はこういう形の対応は解せないというふうに思いますので、この条例については、私は反対したいというふうに思います。

同時に、私自身も広域連合の議員になったんですけれども、どんどん負担が増えていくと。保険料の負担、それから診療時の負担、増えています。これは、やはり岸田内閣が5年間で43兆円の防衛費が出ておりますから、その影響が当然出て来ると私は思うんです。そういった意味では、やっぱり連合長はそういった点についてもきちんと、防衛費を増やすなど、もっと暮らし、福祉、こういった広域連合もお年寄りのためにもしっかりやっていくという声を出していかないと、もう大変なことになりますよ。来年度からも、介護保険も第9期が入ってきて、その負担増も計画されております。そういった中で、私は議会に来ている立場としては、そういった流れにきっちりと声を出していくべきだと思いますので、いずれ、皆さんの制度改革がこういった条例の制定になったということで、私は反対いたします。

以上です。

○議長（東 堅市君） 意見として受け止めさせていただきたいと思いますが、質疑ですけども、皆さん、その他、質疑をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） それでは、質疑を終わります。

皆さん、ご意見をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（東 堅市君） では、以上で意見も終わりたいと思います。

これより採決に入ります。

議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（東 堅市君） 少々お待ちください。

再開します。申し訳ありません。

反対の意見もありましたので、皆さんの起立採決という形で明確にしたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○議長（東 堅市君） 起立採決という形でいきたいと思います。

それでは、議案第16号を採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 賛成24名でございました。賛成多数ということで、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 堅市君） 日程第6、議案第17号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第7、議案第18号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田一彦君） 議案書7ページをお開き願います。

議案第17号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億549万3,000円とするものであります。

議案書8ページ、9ページをお開き願います。

別表 歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。また、別冊の令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書（令和5年11月）の1ページからの一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

令和4年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書11ページをお開き願います。

議案第18号「令和5年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億5,734万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,644億4,184万3,000円とするものであります。

議案書12ページ、13ページをお開き願います。

別表 歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧願います。また、別冊の説明書の11ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書をご覧いただきたいと存じます。

令和4年度決算における剰余金及び令和4年度の療養給付費負担金等に係る国・県及び23市町村への返還金が生じたほか、後期高齢者医療制度広報事業において、マイナンバーカード健康保険証利用促進に係るチラシ作成業務委託を実施するため、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第17号及び議案第18号につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 堅市君） それでは、議案第17号及び議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

城内議員。

○1番（城内仲悦君） 議案第17号ですが、積立調整基金906万円ですが、トータルでこれを積立てされることによって幾らになるのかお聞きします。

それから、議案第18号ですが、先ほど説明の中でもあったんですけども、総務費で37万6,000円のマイナンバーカード普及のための歳出がありますけれども、多くの国民がマイナンバーカードで保険証はどうなんだというような声が聞こえるんですけども、政府はいろいろとしようとしています、先ほどの決算審査にもあったように、新聞に載っけてもあまり反応がないというような話があったんですけども、必要はないというように思いますので、これは、計上すべきではないというふうに思いますので、実施すべきではないというふうに思いますので、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（東 堅市君） 鎌田次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 補正予算でございます財政調整基金積立金906万円でございますが、この財政調整基金につきましては、前年度の剰余金を翌年度の5年度に積み立てて、さらにその翌年度、今の例だと6年度に取り崩すという形で対応をしております。財政調整基金の令和4年度末残高が2,439万1,000円余でございます。これにこの積立金906万円を積み立てますが、一方で、令和3年度の剰余金は今年度取り崩すということにしております。この取り崩す額が約592万4,000円ということで、差引き313万5,000円が今年度増額となる予定でございます。

増額後の当基金の残高については、2,752万6,000円余となる見込みでございます。

○議長（東 堅市君） 畠山業務課長。

○業務課長（畠山敬志君） 広報経費の37万6,000円の支出に関してですけれども、こちらの

内容についてご説明いたします。

こちらは、決算審査の中でもありましたが、同じように国のほうで補助のメニューがありますので、広域連合でもぜひ広報をしてくださいという依頼があったものの中で、被保険者が年齢到達で後期高齢に加入をする際の被保険者証を交付するタイミングと併せて、マイナンバーカードで受診をこのような形でできますよ、というカラー刷りの両面のチラシを作成して配布する内容となっております。国の進めるマイナンバー制度につきましては、種々課題、問題が生じてきてございますけれども、私どもといたしましては、マイナンバーカードの適正な使用、適正な管理、それを前提として、その部分は国に要望しつつも、マイナンバーカードと保険証の一体的利用については、普及をしていくことが最終的には被保険者の適切な医療の受診につながるものと認識してございますので、このような支出補正を上程するものでございます。

以上です。

○議長（東 堅市君） 城内議員。

○1番（城内仲悦君） ぜひやりたいとのことですが、いずれ、私は、やっぱり、特に高齢者はなかなかついていけないという状況が実態ですよ。こういう高齢者対象の広域連合ですから、本当に高齢者の実態に踏まえたやり方を進めたいというふうに私は思いますので、この補正予算には反対をさせていただきますので、起立採決をお願いしたいと思います。

○議長（東 堅市君） そのほか、質疑をお持ちの方ありませんか。

下館議員。

○25番（下館岩吉君） 内容については詳しく伺ったのであれですが、マイナンバーカードの話が出ましたので。

今、高齢者が全て反対というような聞こえ方を言われたかもしれませんが、私は、ポイントが5,000円しかつかない、もう5年か6年前に利用させてもらったんです。保険証ができるぐらいから1万5,000円プラス5,000円で、トータルで2万ポイントですか、いただきましたし、そして、マイナンバーカードが悪いというふうな言い方、紙の保険証のほうが絶対いいというふうな言い方は全くナンセンス。要するに、マイナンバーカードには写真もついてますし、あと、利用するのに非常に大変良い思いをしたいと思います。

ただ、紙のカード、これは昔からニュースにもなったりしていますけれども、人の保険証で受診したり、あるいはいろんな手続をしたりするという悪用ができるんです。紙のほうはところが、マイナンバーカードは、写真つきですし、自分で管理さえすれば、そんな大ごと

にはならないし、お年寄りにとって決してマイナスな点だけでは絶対ないし、そういうふうな部分で、あまりにも悪いほうのみを取り上げて、すごく宣伝していますけれども、全体的にいけば、パーセントでいけば、そんな10%もいっているわけではないです。全国的に。ですから、もっともっと、1つ提案すれば、高齢者、80歳、81歳を超えてもできる方もいますし、その手続できない方もいます、ただ、それは役場の担当者が丁寧に対応すればやっていけると思いますよ。洋野町でもやっております。

そういうふうなことで、悪いことばかり宣伝しているようなテレビ、新聞の風潮がありますけれども、決してそんなことはないし、大体、広報をどれくらい見ているのか分かりませんが、9割ぐらい見えても、何%とかというふうな数字も出ていました。そんな数字が悪いというのは、私は違うと思うし、政府、国のほうでも自信を持ってどんどん進めればいい。ただ、国の役人のほうで失敗する例が多く見られるという部分は、もっともっと我々のほうから、あるいは自治体のほうから注文をつけるべきだと、こういうように思いますので、ぜひ、宣伝なり、広告なり、コマーシャルなりは大いに活用すべきだというように思います。

○議長（東 堅市君） 何か、質疑と意見が一緒になってしましまして、進行が下手で申し訳ありませんが、質疑、意見、ここで打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（東 堅市君） それでは、以上で質疑、そして意見を終わらせていただきます。

これより採決に入りますが、先ほどのように、また起立採決という形でいきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（東 堅市君） それでは、そのような形で進めさせていただきます。

議案第17号について。議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） ご着席ください。

賛成の方23名という結果であります。賛成多数で原案どおり可決されました。

続いて、議案第18号に入りますが、議案第18号、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東 堅市君） 全員ご着席ください。

賛成21名、賛成多数ということになりますので、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（東 堅市君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時33分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 東 堅 市

署 名 議 員 真 嶋 実

署 名 議 員 佐 々 木 慶 一